

奈良県営水道告示第一号



次に掲げる告示は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

- 一 奈良県水道局で使用する公印（昭和四十二年四月奈良県営水道告示第三号）
- 二 奈良県広域水道センターで使用する公印（平成二十五年三月奈良県営水道告示第一号）
- 三 会計帳簿等の様式に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道告示第一号）
- 四 出納取扱金融機関の指定（昭和四十二年四月奈良県営水道告示第二号）
- 五 奈良県水道局が行う競争入札に参加する者に必要な資格（平成九年一月奈良県営水道告示第一号）

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真